

(県決定)  
理 由 書

## 東三河都市計画道路 目次

I 東三河都市計画道路 3・5・20号水竹元町線(清田線)ほか9路線		
蒲都市	一部区間の廃止	
	3・5・20号清田線	p. 1、p.7
	3・5・29号深溝西浦線	p. 2、p.8
	3・5・48号海岸線	p. 2、p. 10
	名称、位置、区域及び構造の変更	
	3・5・20号水竹元町線(旧3・5・20号清田線)	p. 3
	3・3・21号竹谷柏原線	p. 4
	3・5・29号形原西浦線(旧3・5・29号深溝西浦線)	p. 4
	3・3・33号名豊線	p. 4
	3・5・48号海岸線	p. 5
	3・5・50号蒲郡環状線	p. 5
	3・5・81号竹谷丸山線(旧3・5・48号海岸線)	p. 5

## I (東三河都市計画道路(蒲都市) 3・5・20号水竹元町線(清田線)ほか9路線)

## 1. 変更の概要

愛知県都市計画道路見直し方針(平成30年8月策定)及び蒲都市都市計画道路の長期未整備に関する取組方針(平成31年4月策定)に基づき、その必要性等を検証した結果、3・5・20号清田線ほか9路線((A)全3路線+(B)全7路線)について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

(A)一部区間の廃止 全3路線

## ① 路線名：3・5・20号清田線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：蒲都市清田町上新屋地内から蒲都市水竹町下島地内まで約1,560mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に伴い、名称等を変更する。(B)①参照)。

		新	旧
名称	路線名	水竹元町線	清田線
位置	起点	蒲郡市水竹町下島	蒲郡市清田町上新屋
	終点	蒲郡市元町	蒲郡市元町
	主な経過地	蒲郡市上本町	蒲郡市水竹町上り島
区域	延長	約 1,710m	約 3,270m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 6 箇所	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 7 箇所

② 路線名：3・5・29号深溝西浦線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：蒲郡市一色町北山地内から蒲郡市金平町上大門地内までの約 1,430mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に伴い、名称等を変更する。((B) ③参照)。

		新	旧
名称	路線名	形原西浦線	深溝西浦線
位置	起点	蒲郡市金平町上大門	蒲郡市一色町北山
	終点	蒲郡市西浦町大山	蒲郡市西浦町大山
区域	延長	約 5,220m	約 6,650m

③ 路線名：3・5・48号海岸線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：蒲郡市丸山町地内から蒲郡市竹島町地内までの約 300mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に伴い、名称等を変更する。((B) ⑤⑥参照)。

		新			旧	
名称	番号	3・5・48	3・5・81	3・4・502	3・5・48	3・4・502
	路線名	海岸線	竹谷丸山線	松原線 (市決定)	海岸線	松原線 (市決定)
位置	起点	蒲郡市竹島町	蒲郡市竹谷町 油井	蒲郡市栄町	蒲郡市竹谷町 油井	蒲郡市栄町
	終点	蒲郡市大塚町 岸脇	蒲郡市丸山町	蒲郡市竹島町	蒲郡市大塚町 岸脇	蒲郡市竹島町
	主な 経過地	蒲郡市 三谷町港町 通	蒲郡市港町	-----	蒲郡市港町	-----
区域	延長	約 4,100m	約 3,180m	約 1,180m	約 7,360m	約 1,410m
構造	地表式の 区間 における鉄道 等との交差の 構造	幹線街路と 平面交差 6 箇所	幹線街路と 平面交差 9 箇所	幹線街路と 平面交差 4 箇所	幹線街路と 平面交差 15 箇所	幹線街路と 平面交差 5 箇所

(B) 名称、位置、区域及び構造の変更 全 7 路線

- ① 路線名：3・5・20 号水竹元町線 (旧 3・5・20 号清田線)・・・(A) ①  
 変更内容：名称、位置及び構造の変更  
 変更概要：3・5・20 号清田線の一部区間の廃止(愛知県決定)に伴い、名称、  
 位置及び構造を変更する。

		新	旧
名称	路線名	水竹元町線	清田線
位置	起点	蒲郡市水竹町下島	蒲郡市清田町上新屋
	終点	蒲郡市元町	蒲郡市元町
	主な 経過地	蒲郡市上本町	蒲郡市水竹町上り島
区域	延長	約 1,710m	約 3,270m
構造	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	幹線街路と平面交差 6 箇所	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 7 箇所

※区域の変更(一部区間の廃止)については(A) ①参照。

② 路線名：3・3・21号竹谷柏原線

変更内容：構造の変更

変更概要：3・5・515号舟川原南蔵伝線の全線廃止(蒲郡市決定)に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を9箇所から8箇所に変更する。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差8箇所	幹線街路と平面交差9箇所

③ 路線名：3・5・29号形原西浦線

(旧：3・5・29号深溝西浦線)・・・(A)②

変更内容：名称及び位置の変更

変更概要：3・5・29号深溝西浦線の一部区間の廃止(愛知県決定)に伴い、名称及び位置を変更する。

		新	旧
名称	路線名	形原西浦線	深溝西浦線
位置	起点	蒲郡市金平町上大門	蒲郡市一色町北山
	終点	蒲郡市西浦町大山	蒲郡市西浦町大山
区域	延長	約5,220m	約6,650m

※区域の変更(一部区間の廃止)については(A)②参照。

④ 路線名：3・3・33号名豊線

変更内容：構造の変更

変更概要：3・5・50号蒲郡環状線の一部区間の廃止(蒲郡市決定)に伴い、当路線の地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を25箇所から24箇所に変更する。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差24箇所	幹線街路と平面交差25箇所

⑤ ⑥ 路線名：3・5・48号海岸線及び3・5・81号竹谷丸山線

(旧：3・5・48号海岸線)・・・(A) ③

変更内容：名称、位置、区域及び構造の変更

変更概要：3・5・48号海岸線の一部区間の廃止(愛知県決定)及び3・4・502号松原線の一部区間の統合(蒲郡市決定)に伴い、名称、位置、区域及び構造を変更する。

		新			旧	
名称	番号	3・5・48	3・5・81	3・4・502	3・5・48	3・4・502
	路線名	海岸線	竹谷丸山線	松原線 (市決定)	海岸線	松原線 (市決定)
位置	起点	蒲郡市竹島町	蒲郡市竹谷町 油井	蒲郡市栄町	蒲郡市竹谷町 油井	蒲郡市栄町
	終点	蒲郡市大塚町 岸脇	蒲郡市丸山町	蒲郡市竹島町	蒲郡市大塚町 岸脇	蒲郡市竹島町
	主な 経過 地	蒲郡市 三谷町港町通	蒲郡市港町	-----	蒲郡市港町	-----
区域	延長	約 4,100m	約 3,180m	約 1,180m	約 7,360m	約 1,410m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差6箇所	幹線街路と平面交差9箇所	幹線街路と平面交差4箇所	幹線街路と平面交差15箇所	幹線街路と平面交差5箇所

※区域の変更(一部区間の廃止)については (A) ③参照。

⑦ 路線名：3・5・50号蒲郡環状線

変更内容：位置、区域及び構造の変更

変更概要：3・5・50号蒲郡環状線の一部区間廃止(蒲郡市決定)及び3・5・511号柏原線の統合(蒲郡市決定)に伴い、位置及び構造を変更する。

		新		旧	
名称	路線番号	3・5・50	3・5・517	3・5・50	3・5・511
	路線名	蒲郡環状線	緑町栄町線 (市決定)	蒲郡環状線	柏原線 (市決定)
位置	起点	蒲郡市 柏原町小敷塚	蒲郡市緑町	蒲郡市栄町	蒲郡市 柏原町小敷塚
	終点	蒲郡市 三谷北通二丁目	蒲郡市栄町	蒲郡市 三谷北通二丁目	蒲郡市 神ノ郷町下門前
	主な 経過地	蒲郡市 水竹町上り島	----- -----	蒲郡市 水竹町上り島	蒲郡市 神ノ郷町神保
区域	延長	約 5,360m	約 1,000m	約 6,090m	約 850m
構造	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	J R 東海道新 幹線と立体交 差 幹線街路と平 面交差 9 箇所	名鉄蒲郡線及 び J R 東海道 本線と立体交 差 幹線街路と平 面交差 4 箇所	名鉄蒲郡線、J R 東海道本線及 び J R 東海道新 幹線と立体交差 幹線街路と平面 交差 14 箇所	幹線街路と 平面交差 2 箇所

## 2. 都市計画変更の理由とその内容

### (1) 都市計画変更の理由

愛知県では、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を計画決定し、整備をすることで、暮らしやすい市街地の形成や経済、産業の発展などに大きく寄与してきました。その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。このような状況の中、愛知県は未着手の都市計画道路の必要性などを検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針」を平成 30 年 8 月に公表しました。

蒲郡市においては、昭和 25 年に最初の都市計画決定が行われ、現在では 43 路線 97.67 k m が計画決定されており、そのうち 69.14 k m (約 70.8%) が整備されている一方で、28.53 k m (約 29.2%) が未整備となっています。そこで、蒲郡市では、この方針に基づき、未整備区間を含む都市計画道を対象に、必要性や実現性等の観点から検証を行い、「蒲郡市都市計画道路の長期未整備に関する取組方針」を平成 31 年 4 月にとりまとめました。その後、令和 3 年 3 月には地元説明会を実施し、地元等との調整が整った路線について廃止の手続きを進めています。

### (2) 上位計画との整合

愛知県は、平成 31 年 3 月に「東三河都市計画区域マスタープラン」を改定し、人口減少、超高齢社会の到来を見据えた集約型都市構造への転換を掲げ、効率的な都市経営の視点を踏まえた、都市施設の配置の見直しなどを進めていくこととしています。

これを受けて、蒲郡市では、「蒲郡市都市計画道路の長期未整備に関する取組方

針」を策定し、令和元年 10 月 1 日に蒲郡市都市計画マスタープランの部分改訂を行いました。改訂した蒲郡市都市計画マスタープランにおいては、「廃止する路線」、「廃止する区間」及び「計画内容を変更する路線」の内容を、蒲郡市都市計画マスタープランで示す交通ネットワーク図等に反映し、道路計画を整理しています。

### (3) 都市計画変更の内容

(A) 一部区間の廃止 全 3 路線

#### ① 路線名：3・5・20 号清田線

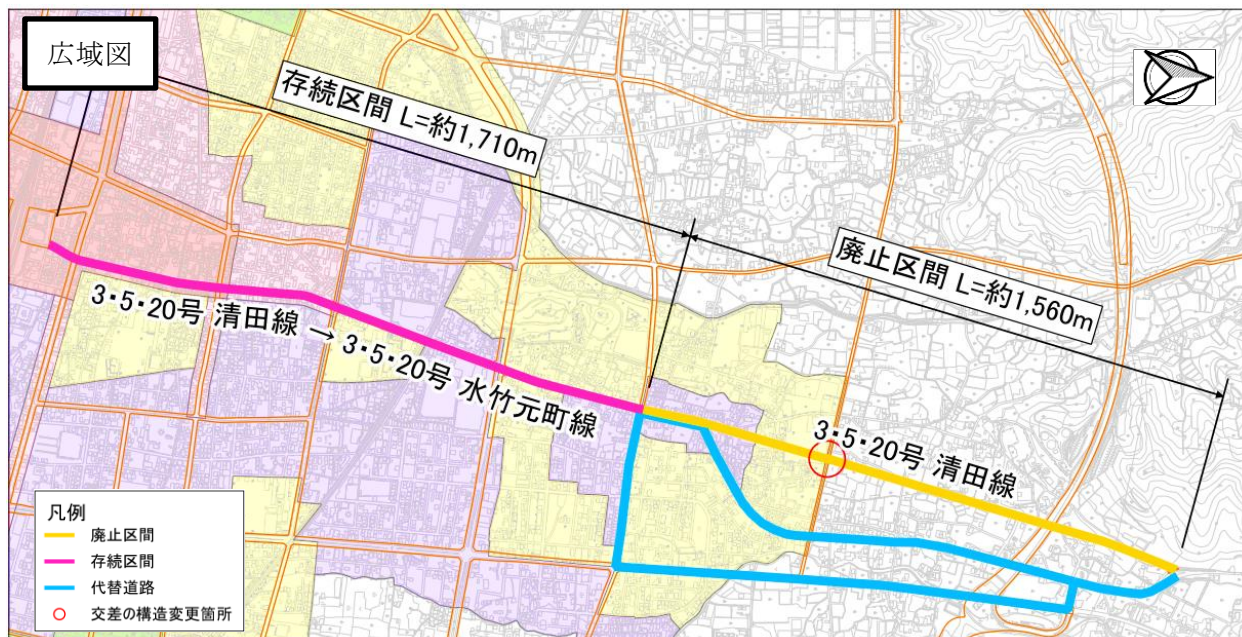
当該路線は、市北部への市街地拡大を見込んで、市北部と中心市街地を結ぶ幹線街路として、昭和 25 年に都市計画決定されました。

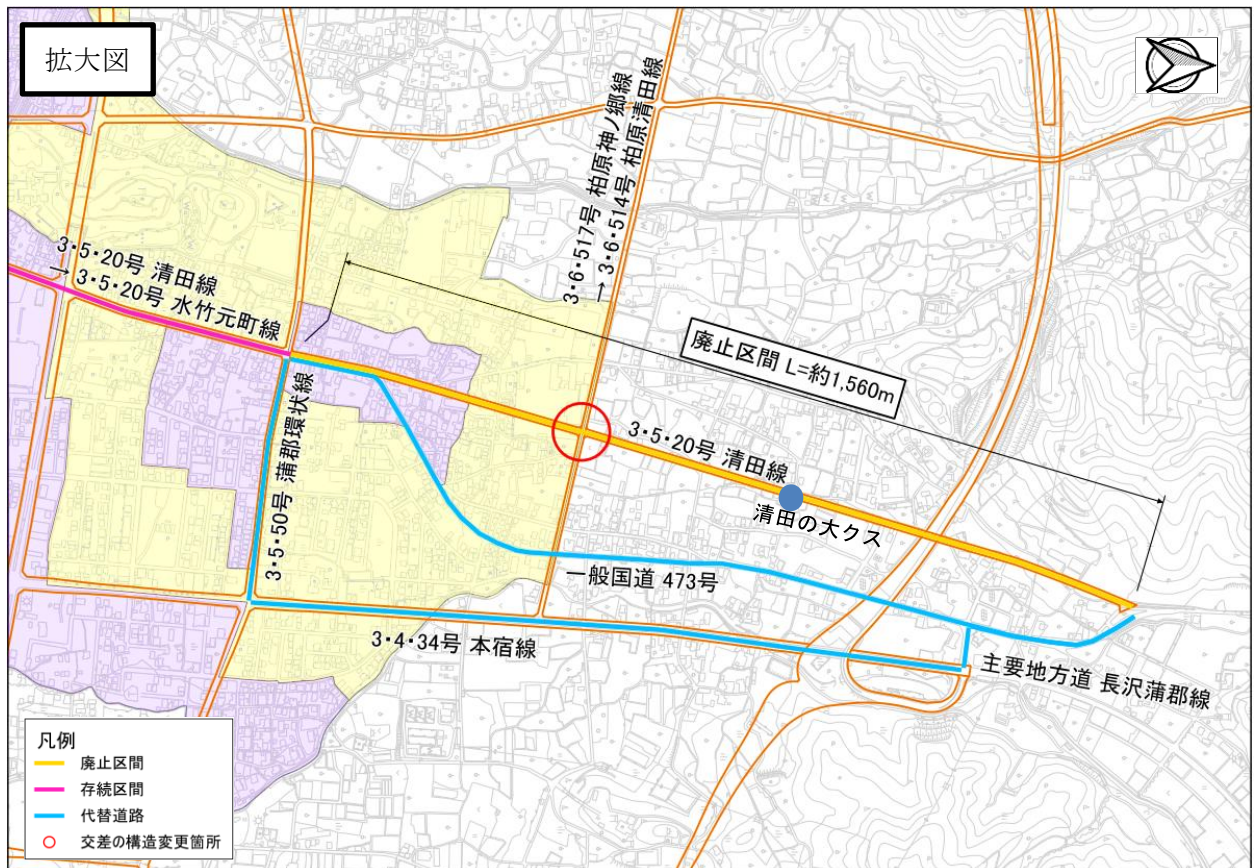
路線の整備状況は、市街化区域内の一部については整備済みですが、起点部周辺の概ね市街化調整区域内の約 2,650m 区間は未着手となっています。

この未着手区間のうち、北側の概ね市街化調整区域内でバイパス計画されている約 1,560m 区間の東側には、2 車線の国道 473 号が概ね幅員約 10m で整備されているほか、2 車線で概ね片側歩道を有する (都)蒲郡環状線及び 2 車線で両側歩道を有する (都)本宿線が整備されており、未着手区間の代替機能を担っております。都市計画決定後、未着手のバイパス区間の周辺では、当初見込んでいた市街化が進まず、また、今後も市街地整備の実施は見込まれません。さらに、未着手区間には、樹齢約 1,000 年の国天然記念物である清田の大クスがあり、都市計画どおり道路を整備した場合、歴史的遺産の保全に大きな課題が生じます。そのため都市計画どおりバイパス道路を整備するよりも歴史的遺産を含め、既存のまちなみを保全し、現道を活用した交通処理をしていくことが望ましいと考えます。また、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されております。

これらを踏まえ、蒲郡市清田町上新屋地内から蒲郡市水竹町下島地内までの北部区間、約 1,560m について都市計画を廃止します。

また、これに伴い、蒲郡市水竹町下島地内から蒲郡市元町地内の延長約 1,710m について路線名称を 3・5・20 号水竹元町線に変更します。





## ② 路線名：3・5・29号深溝西浦線

当該路線は、市北西部における幸田町方面への市街地拡大を見込み、幸田町南部と西浦地区を結ぶ幹線街路として、昭和41年に都市計画決定されました。

路線の整備状況は、市街化区域の一部については整備済みですが、その他約4,370mの区間は未着手となっています。幸田町との行政界付近の整備状況は、(都)名豊線より北側の形原温泉地区までの約770mは整備済みですが、それより北側の1,430mについては未整備となっております。なお、西三河都市計画区域内の幸田町内の整備状況は、行政界から約150mの区間については未整備となっておりますが、それより北側の約790mは整備済みとなっております。

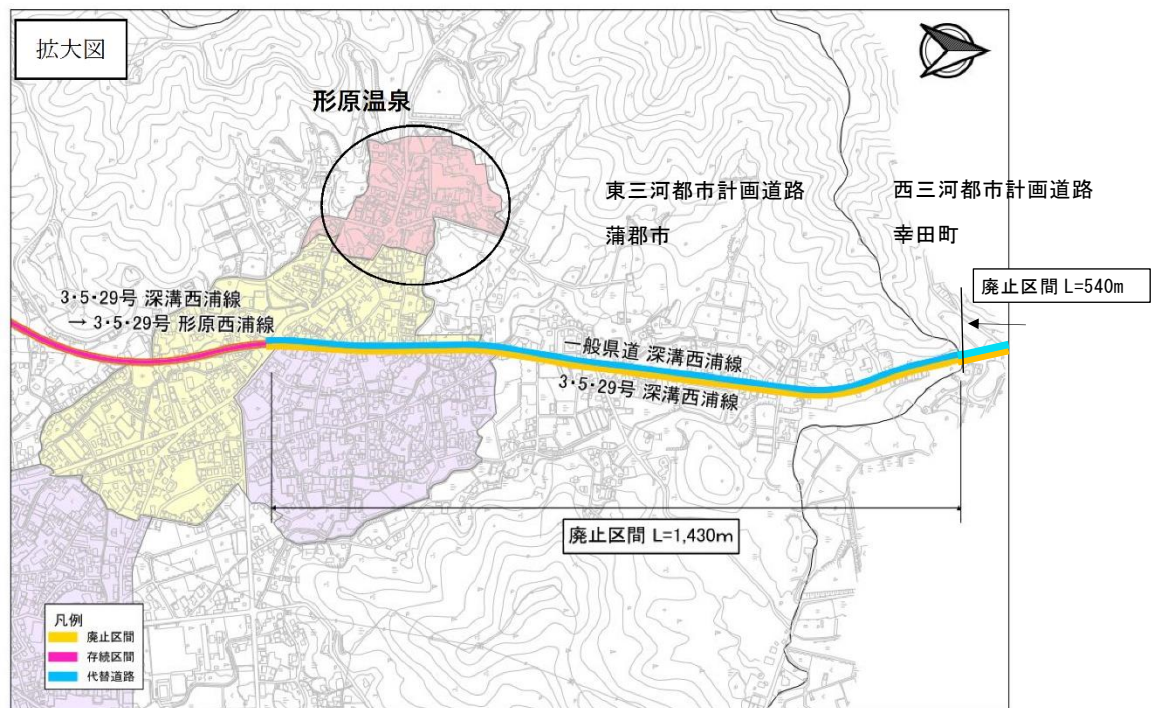
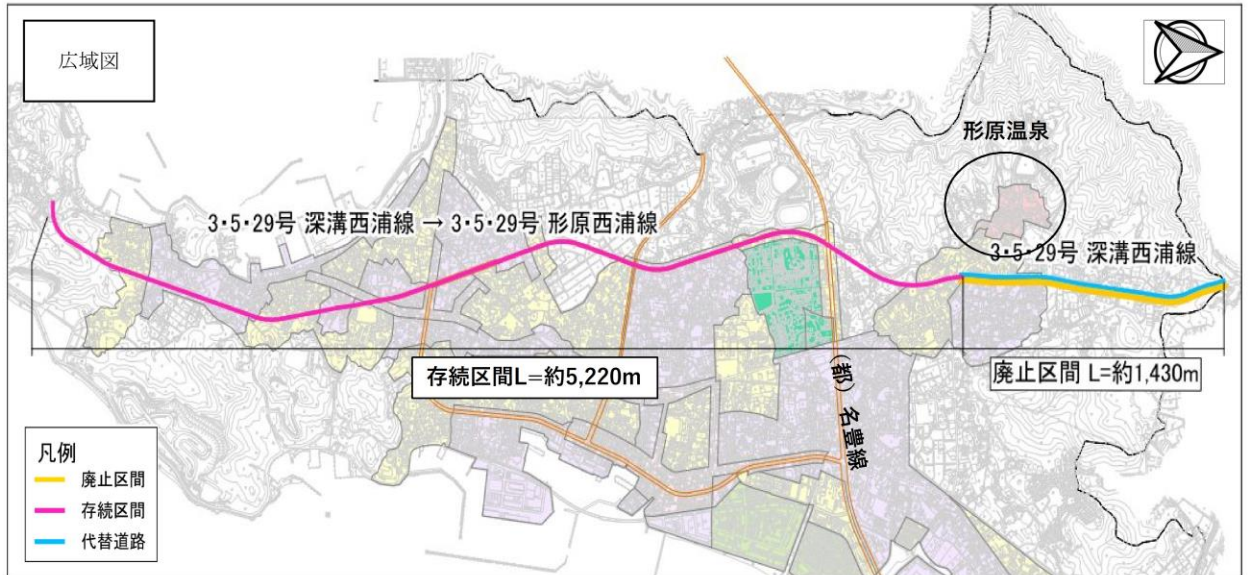
未整備区間の計画位置には、2車線で片側歩道を有する一般県道深溝西浦線が存在し、幸田町方面への円滑な交通処理を行っております。都市計画決定後、形原温泉地区周辺では、当初決定時に想定していた宅地の拡大は進んだものの、形原温泉より北側では、当初見込んでいた市街化が進まず、また、今後も見込まれないことから、当区間の計画を見直す必要があります。また、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されております。

これらを踏まえ、蒲州市一色町北山地内から蒲州市金平町上大門地内までの区間、約1,430mについて都市計画を廃止します。

また、これに伴い、蒲州市金平町上大門地内から蒲州市西浦町大山地内の延長約5,220mについて路線名称を3・5・29号形原西浦線に変更します。



なお、本路線に接続する西三河都市計画道路 3・5・29号深溝西浦線（愛知県決定）についても、幸田町内の行政界から北側の約 540mの区間を廃止する予定です。



### ③ 路線名：3・5・48号海岸線

当該路線は、沿岸部の産業及び観光振興を支える幹線街路として、昭和25年に都市計画決定されました。

市中心部における市街化区域内の本路線の整備状況は、(都)蒲郡港線から(都)本宿線との延長730mの現道拡幅区間が未着手、(都)本宿線から(都)松原線の間の延長300mのバイパス区間が未着手となっています。

(都)本宿線から(都)松原線の延長300mのバイパス区間の周辺には2車線で幅員約8mの国道23号が整備されているほか、南側には2車線で両側歩道を有する(都)松原線と(都)竹島線が整備され、未着手区間の代替機能を担っております。また、当該路線の計画区間は高低差のある地形となっているため、都市計画どおりに整備した場合、沿道との高低差が生じるなど沿道土地利用に影響が生じます。さらには、(都)海岸線と(都)松原線との交差点が狭角となっており、現行の道路構造令に照らしてみた場合、実施が困難なため、都市計画どおり道路を整備するよりも現道を活用しながら交通処理を行っていくことが望ましいと考えます。また、見直し検討作業において、当該区間を廃止した場合でも、周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されております。

これらのことから、蒲郡市丸山町地内から蒲郡市竹島町地内までの区間、約300mについて都市計画を廃止します。同時に、(都)松原線のうち(都)竹島線から(都)海岸線までの区間を統合し、起点を(都)竹島線との交差点に改めます。

また、これらの変更に伴い、廃止区間より西側区間である蒲郡市竹谷町油井地内から蒲郡市丸山町地内までの区間、約3,180mを、3・5・81号竹谷丸山線に名称変更し、(都)松原線(蒲郡市決定)についても、終点を(都)竹島線との交差点に変更します。





(B) 名称、位置、区域及び構造の変更 全7路線 3箇所

① 路線名：3・5・20号水竹元町線 (旧：3・5・20号清田線)・・・(A) ①

3・5・20号清田線の一部区間の廃止(愛知県決定)に伴い、蒲郡市水竹町下島地内から蒲郡市元町地内を結ぶ路線の名称を3・5・20号水竹元町線に変更します。

② 路線名：3・3・21号竹谷柏原線

3・5・515号舟川原南蔵伝線の全線廃止(蒲郡市決定)に伴い、当路線の地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を9箇所から8箇所に変更します。

③ 路線名：3・5・29号形原西浦線 (旧：3・5・29号深溝西浦線)・・・(A) ②

3・5・29号深溝西浦線の一部区間の廃止(愛知県決定)に伴い、蒲郡市金平町上大門地内から蒲郡市西浦町大山地内を結ぶ路線の名称を3・5・29号形原西浦線に変更します。

④ 路線名：3・3・33号名豊線

3・5・50号蒲郡環状線の一部区間の廃止（蒲郡市決定）に伴い、当路線の地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を25箇所から24箇所に変更します。

⑤ ⑥ 路線名：3・5・48号海岸線及び3・5・81号竹谷丸山線

（旧・3・5・48号海岸線）・・・(A) ③

3・5・48号海岸線の一部区間の廃止（愛知県決定）及び3・4・502号松原線の統合（蒲郡市決定）に伴い、蒲郡市竹谷町油井地内から蒲郡市丸山町地内までの路線名称を3・5・81号竹谷丸山線に、3・5・48号海岸線の起点を蒲郡市竹谷町油井から蒲郡市竹島町に変更します。

⑦ 路線名：3・5・50号蒲郡環状線

3・5・50号蒲郡環状線の一部区間の廃止（蒲郡市決定）及び3・5・511号柏原線の統合（蒲郡市決定）に伴い、当路線の位置、区域及び構造の変更を行います。また、3・5・512号神ノ郷線の全線廃止（蒲郡市決定）に伴い、地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を10箇所から9箇所に変更します。

## 東三河都市計画道路の変更(愛知県決定)

1. 都市計画道路中3・5・20号清田線、3・5・29号深溝西浦線及び3・5・48号海岸線の一部区間を廃止する。
2. 都市計画道路3・5・20号水竹元町線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・20	水竹元町線	蒲郡市水竹町下島	蒲郡市元町	蒲郡市上本町	約1,710m	地表式	2車線	15m	JR東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	
	その他		なお、蒲郡市元町地内に蒲郡北駅前広場を設ける。								面積 約7,900㎡
	3・3・21	竹谷柏原線	蒲郡市柏原町川添	蒲郡市竹谷町江尻	蒲郡市竹谷町宮前	約2,460m	地表式	4車線	25m	名鉄蒲郡線、JR東海道新幹線及びJR東海道本線と立体交差 幹線街路と平面交差8箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約900m	/				
			4車線			約1,560m					
	3・5・29	形原西浦線	蒲郡市金平町上大門	蒲郡市西浦町大山	蒲郡市西浦町南馬相	約5,220m	地表式	2車線	12m	名鉄蒲郡線と立体交差 幹線街路と平面交差3箇所	
	3・3・33	名豊線	蒲郡市形原町杉那	豊橋市前芝町字西塩	豊川市御津町西方入浜	約18,840m	地表式	4車線	24m	名鉄蒲郡線、JR東海道新幹線及びJR東海道本線と立体交差 幹線街路と平面交差24箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約1,680m	/				
			4車線			約17,160m					
	3・5・48	海岸線	蒲郡市竹島町	蒲郡市大塚町岸脇	蒲郡市三谷町港町通	約4,100m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差6箇所	
	3・5・50	蒲郡環状線	蒲郡市柏原町小敷塚	蒲郡市三谷北通二丁目	蒲郡市水竹町上り島	約5,360m	地表式	2車線	12m	JR東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差9箇所	
	3・5・81	竹谷丸山線	蒲郡市竹谷町油井	蒲郡市丸山町	蒲郡市港町	約3,180m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差9箇所	
その他		なお、蒲郡市港町地内に蒲郡南駅前広場を設ける。								面積 約12,000㎡	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・20号清田線ほか2路線の一部区間を廃止する。

上述の変更並びに3・5・515号舟川原南蔵伝線の全線廃止(蒲郡市決定)及び3・5・50号蒲郡環状線の一部区間の廃止(蒲郡市決定)に伴い、3・5・20号水竹元町線ほか6路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものである。

(市決定)  
理 由 書

(東三河都市計画道路 3・5・50号蒲郡環状線ほか 11路線)

1. 変更の概要

愛知県都市計画道路見直し方針(平成 30 年 8 月策定)及び蒲郡市都市計画道路の長期未整備に関する取組方針(平成 31 年 4 月策定)に基づき、その必要性等を再検証した結果、3・5・50号蒲郡環状線ほか 11 路線 ((A)全 4 路線+(B)全 8 路線)について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

(A) 全線及び一部区間の廃止 全 4 路線

① 路線名：3・5・50号蒲郡環状線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：蒲郡市神ノ郷町下門前地内から蒲郡市宮成町地内まで約 580 mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を変更する(愛知県決定)。(B) ⑦、⑧参照)

		新		旧	
名称	路線番号	3・5・50	3・5・517	3・5・50	3・5・511
	路線名	蒲郡環状線 (県決定)	緑町栄町線	蒲郡環状線 (県決定)	柏原線
位置	起点	蒲郡市 柏原町小敷塚	蒲郡市緑町	蒲郡市栄町	蒲郡市 柏原町小敷塚
	終点	蒲郡市 三谷北通二丁目	蒲郡市栄町	蒲郡市 三谷北通二丁目	蒲郡市 神ノ郷町下門前
	主な 経過地	蒲郡市 水竹町上り島	-----	蒲郡市 水竹町上り島	蒲郡市 神ノ郷町神保
区域	延長	約 5,360m	約 1,000m	約 6,090m	約 850m
構造	地表式の 区間における鉄道 等との交差の構造	J R 東海道新 幹線と立体交 差 幹線街路と平 面交差 9 箇所	名鉄蒲郡線及 び J R 東海道 本線と立体交 差 幹線街路と平 面交差 4 箇所	名鉄蒲郡線、J R 東海道本線及 び J R 東海道新 幹線と立体交差 幹線街路と平 面交差 14 箇所	幹線街路と 平面交差 2 箇所

② 路線名：3・4・504号幡豆線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：蒲郡市西浦町奥田土地内から蒲郡市形原町南湿見地内まで約660mの区間を廃止する。なお、この一部区間の廃止に併せて、名称等を変更する。（(B) ②参照）

		新	旧
名称	路線名	南湿見三浦町線	幡豆線
位置	起点	蒲郡市形原町南湿見	蒲郡市西浦町奥田土
	終点	蒲郡市形原町三浦町	蒲郡市形原町三浦町
	主な経過地	-----	蒲郡市形原町南湿見
区域	延長	約850m	約1,510m

③ 路線名：3・5・512号神ノ郷線

変更内容：路線の廃止

変更概要：神ノ郷線の全線約780mを廃止する。

④ 路線名：3・5・515号舟川原南蔵伝線

変更内容：路線の廃止

変更概要：舟川原南蔵伝線の全線約780mを廃止する。

(B) 名称、位置、区域及び構造の変更 全8路線

① 路線名：3・4・502号松原線

変更内容：区域及び構造の変更

変更概要：3・5・48号海岸線の一部区間廃止（愛知県決定）に伴い、  
3・4・502号松原線の一部区間を3・5・48号海岸線に統合  
するとともに、残りの区間の区域及び構造を変更する。

		新			旧	
名称	番号	3・5・48	3・5・81	3・4・502	3・5・48	3・4・502
	路線名	海岸線 (県決定)	竹谷丸山線 (県決定)	松原線	海岸線 (県決定)	松原線
位置	起点	蒲郡市竹島町	蒲郡市竹谷町 油井	蒲郡市栄町	蒲郡市竹谷町 油井	蒲郡市栄町
	終点	蒲郡市大塚町 岸脇	蒲郡市丸山町	蒲郡市竹島町	蒲郡市大塚町 岸脇	蒲郡市竹島町
	主な 経過地	蒲郡市 三谷町港町 通	蒲郡市港町	-----	蒲郡市港町	-----
区域	延長	約 4,100m	約 3,180m	約 1,180m	約 7,360m	約 1,410m
構造	地表式 の区間 における 鉄道等との 交差の 構造	幹線街路と 平面交差 6 箇所	幹線街路と 平面交差 9 箇所	幹線街路と 平面交差 4 箇所	幹線街路と 平面交差 15 箇所	幹線街路と 平面交差 5 箇所

② 路線名：3・4・504号南湿見三浦町線

(旧 3・4・504号幡豆線)・・・(A) ②

変更内容：名称及び位置の変更

変更概要：3・5・504号幡豆線の一部区間廃止に伴い、名称及び位置を  
変更する。

		新	旧
名称	路線名	南湿見三浦町線	幡豆線
	位置	起点	蒲郡市形原町南湿見
位置	終点	蒲郡市形原町三浦町	蒲郡市形原町三浦町
	主な 経過地	-----	蒲郡市形原町南湿見
区域	延長	約 850m	約 1,510m

※区域の変更（一部区間の廃止）については(A)②参照



③ 路線名：3・5・508号三谷駅前線

変更内容：計画幅員の変更

変更概要：幅員を15mから12mに変更する。

		新	旧
構造	幅員	<u>12m</u>	<u>15m</u>

④ 路線名：3・6・511号柏原清田線

(旧：3・6・517号柏原神ノ郷線)

変更内容：名称、区域及び構造の変更

変更概要：3・5・20号清田線の一部区間の廃止(愛知県決定)及び3・5・512号神ノ郷線の全線廃止に伴い、名称、区域及び当路線の地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を5箇所から3箇所に変更する。

		新	旧
名称	番号	<u>3・6・511</u>	<u>3・6・517</u>
	路線名	柏原清田線	柏原神ノ郷線
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差3箇所	幹線街路と平面交差5箇所

⑤ 路線名：3・6・512号坂本線

(旧：3・6・518号坂本線)

変更内容：名称の変更

変更概要：他路線の都市計画道路の変更に伴い、路線番号を変更する。

		新	旧
名称	番号	<u>3・6・512号</u>	<u>3・6・518号</u>
	路線名	坂本線	坂本線

⑥ 路線名：3・5・515号拾石竹谷線

(旧：3・5・519号拾石竹谷線)

変更内容：名称の変更

変更概要：他路線の都市計画道路の変更に伴い、路線番号を変更する。

		新	旧
名称	番号	<u>3・5・515号</u>	<u>3・5・519号</u>
	路線名	拾石竹谷線	拾石竹谷線

⑦ ⑧ 路線名：3・5・50号蒲郡環状線(旧：3・5・511号柏原線)  
 3・5・517号緑町栄町線(旧：3・5・50号蒲郡環状線)

・・・(A)①

変更内容：名称、位置、区域及び構造の変更

変更概要：3・5・50号蒲郡環状線の一部区間廃止に伴い、3・5・511号柏原線を3・5・50号蒲郡環状線に統合するとともに残りの区間の名称、位置、区域及び構造を変更する。

		新		旧	
名称	路線番号	3・5・50	3・5・517	3・5・50	3・5・511
	路線名	蒲郡環状線 (県決定)	緑町栄町線	蒲郡環状線 (県決定)	柏原線
位置	起点	蒲郡市 柏原町小敷塚	蒲郡市緑町	蒲郡市栄町	蒲郡市 柏原町小敷塚
	終点	蒲郡市 三谷北通二丁目	蒲郡市栄町	蒲郡市 三谷北通二丁目	蒲郡市 神ノ郷町下門前
	主な 経過地	蒲郡市 水竹町上り島	-----	蒲郡市 水竹町上り島	蒲郡市 神ノ郷町神保
区域	延長	約 5,360m	約 1,000m	約 6,090m	約 850m
構造	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	J R 東海道新 幹線と立体交 差 幹線街路と平 面交差 9 箇所	名鉄蒲郡線及 び J R 東海道 本線と立体交 差 幹線街路と平 面交差 4 箇所	名鉄蒲郡線、J R 東海道本線及 び J R 東海道新 幹線と立体交差 幹線街路と平面 交差 14 箇所	幹線街路と 平面交差 2 箇所

※区域の変更（一部区間の廃止）については(A)①参照

## 2. 都市計画変更の理由とその内容

### (1) 都市計画変更の理由

愛知県では、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備をすることで、暮らしやすい市街地の形成や経済、産業の発展などに大きく寄与してきました。その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ都市計画道路計画の見直しが求められています。このような状況の中、未着手の都市計画道路の必要性などを検証し、必要に応じて計画の変更・廃止を行うため、愛知県は、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針」を平成30年8月に公表しました。

蒲郡市においては、昭和25年に最初の計画決定が行われ、現在では43路線97.67kmが計画決定されており、そのうち69.14km(約70.8%)が整備されている一方で、28.53km(約29.2%)が未整備となっています。

そこで、この方針に基づき、蒲郡市は未整備区間を含む21路線において必要性等の詳細な検証を行い、必要性、代替性及び実現性の観点から「蒲郡市 都市計画道路の長期未整備に関する取組方針」を平成31年4月にとりまとめました。

この方針について、平成31年2月にパブリックコメントを実施しました。その後、令和3年3月には地元説明会を開催し、地元等との調整が整った路線について廃止等の手続きを進めています。

### (2) 上位計画との整合

愛知県は、平成31年3月に「東三河都市計画区域マスタープラン」を改定し、人口減少、超高齢社会の到来を見据えた集約型都市構造への転換を掲げ、効率的な都市経営の視点を踏まえた、都市施設の配置の見直しなどを進めていくこととしています。

これを受けて、蒲郡市では、「蒲郡市 都市計画道路の長期未整備に関する取組方針」を策定し、令和元年10月1日に蒲郡市都市計画マスタープランの部分改訂を行いました。改訂した蒲郡市都市計画マスタープランにおいては、「廃止する路線」、「廃止する区間」及び「計画内容を変更する路線」の内容を、蒲郡市都市計画マスタープランで示す交通ネットワーク図等に反映し、道路計画を整理しています。

### (3) 都市計画変更の内容

(A) 全線及び一部区間の廃止 全4路線

#### ① 路線名：3・5・50号蒲郡環状線

当該路線は、沿線での市街地拡大による交通量の増加に対応するとともに、産業振興及び観光を支える街路として、本市の将来の発展に資するため、昭和25年に都市計画決定されました。現在は市の環状線である(都)名豊道路のさらに外側を環状に結ぶ代表幅員12mの路線として決定されています。

路線の整備状況は、市街化区域の約3,050mのうち約340m、市街化調整区域の約3,040mのうち約470mが未整備となっています。また、沿道の土地利用としては、市街化区域内では主に住居系の用途地域、それ以外は市街化調整区域となっています。

この未整備区間について、路線の必要性等を検証したところ、蒲郡市神ノ郷町下門前地内から蒲郡市神ノ郷町東蔵伝地内までの北西部に位置する約400mの区

間については、沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、また、今後も見込まれないことや、蒲郡市神ノ郷町東蔵伝地内から蒲郡市緑町地内まで約 180m の区間について、現在の河川・道路の基準で整備するには、(都)名豊線との交差角が鋭角となっており整備することが困難なことや、河川を横断するための道路縦断を確保することにより周辺の土地と高低差が発生し、周辺の土地利用が分断されること等が懸念されます。以上により、都市計画どおり道路を整備するよりも、現道を活かしながら交通処理を行っていく方が望ましいと考えます。

周辺道路の整備状況としては 2 車線で両側歩道を有する(都)名豊線及び(都)坂本線が存在し、また、(都)蒲郡環状線と国道 23 号蒲郡西 IC の間の接続は、(都)柏原線が配置、整備され、未着手区間の代替機能を担っており、円滑に交通処理をしています。

なお、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されております。

以上のことから、蒲郡市緑町地内から蒲郡市神ノ郷町下門前地内まで約 580m の区間について都市計画を廃止するとともに、柏原線を統合し、本路線の起点等の再編を行います。

また、廃止区間の南側に隣接する蒲郡市緑町地内から蒲郡市栄町地内の約 1,000m の区間については、3・5・517 号緑町栄町線に名称を変更します。





② 路線名：3・4・504号南湿見三浦町線(旧3・4・504号幡豆線)

当該路線は、大規模な臨海工業地帯の造成に伴う工業出荷量の増大及び沿線の宅地化等の市街地拡大による交通量の増加に対応するため、円滑な交通処理を行う幹線街路として昭和41年に都市計画決定されました。

当該路線の整備状況は、全線約1,510mにわたり未着手となっています。

また、東側の沿道は主に住居系及び工業系の市街化区域となっており、西側約660mの沿道は市街化調整区域となっています。

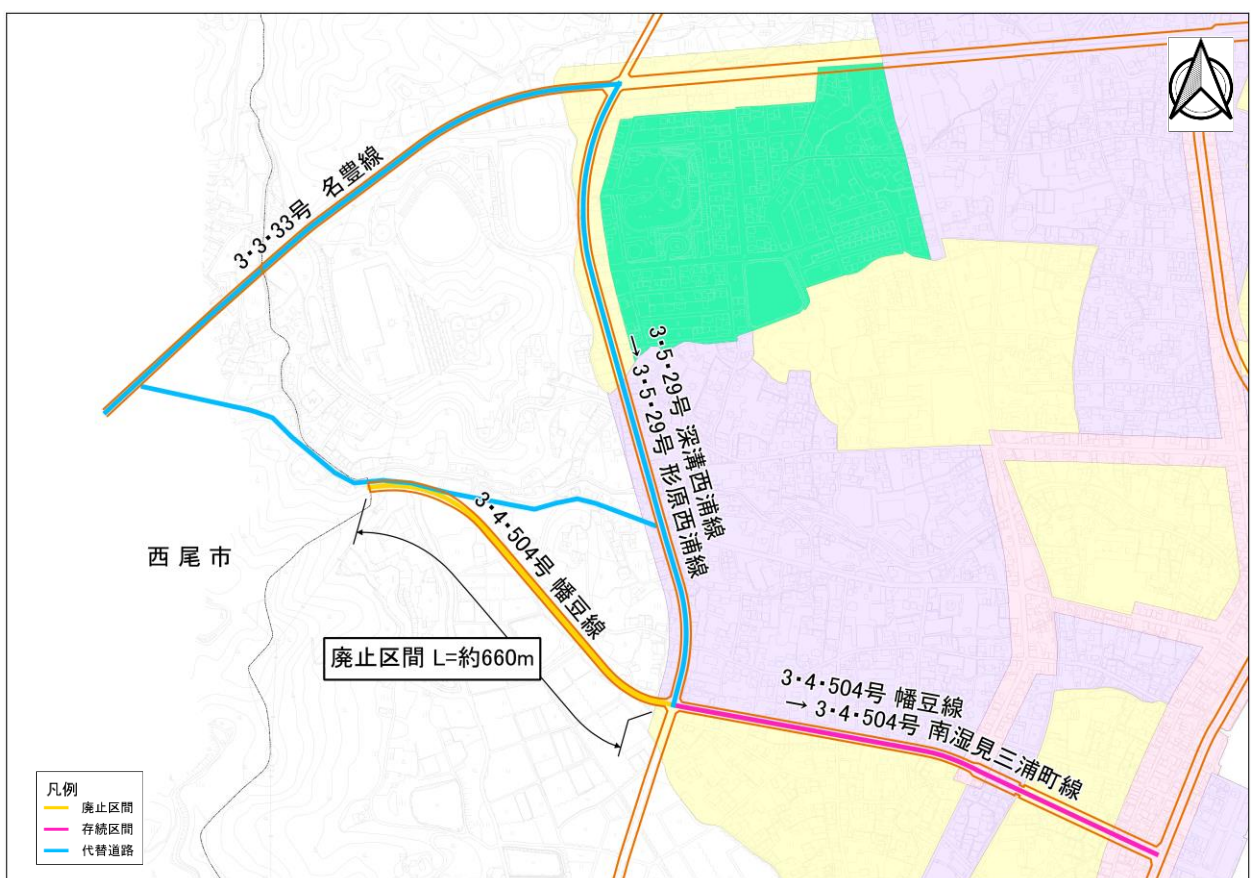
路線の必要性を検討したところ、市街化調整区域の西浦町奥田土地内から形原町南湿見地内まで約660mの区間の沿線については、当初見込んでいた市街化が進まず、また、今後も見込まれません。また、当該路線が接続する西尾市側には都市計画道路の決定がされていないことから、都市計画上の位置付けについて見直しが必要となっています。

周辺道路の整備状況としましては、2車線で両側歩道を有する(都)名豊線及び(都)深溝西浦線が存在し、未着手区間の代替機能を担っています。

なお、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されております。

以上のことから、蒲郡市西浦町奥田土地内から蒲郡市形原町南湿見地内まで約660mの区間について、都市計画を廃止します。

また、これに伴い、路線名を幡豆線から南湿見三浦町線に変更します。



### ③ 路線名：3・5・512号神ノ郷線

当該路線は、産業振興並びに宅地化等の市街地拡大による交通量の増加に対応するため、交通を集約し円滑な交通処理を行う幹線街路として昭和25年に都市計画決定されました。

当該路線の整備状況は、全線約780mで未着手となっています。また、沿線の土地利用は市街化調整区域となっています。

路線の必要性を検証したところ、市街化調整区域内の全線約780mの沿線については、沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、また、今後も見込まれないことから、都市計画上の必要性について見直しが必要となっています。

周辺道路の整備状況としましては、2車線で両側歩道を有する(都)柏原線(概ね幅員12m)、(都)柏原神ノ郷線(概ね幅員12m)、片側歩道を有する(都)竹谷柏原線(概ね幅員25m)が供用されており、未着手区間の代替機能を担っています。

なお、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されています。

以上のことから、神ノ郷線の全線を廃止します。



#### ④ 路線名：3・5・515号舟川原南蔵伝線

当該路線は、沿線での市街地拡大による交通量の増加に対応するとともに、産業振興及び観光を支える街路として、本市の将来の発展に資するため、昭和36年に都市計画決定されました。

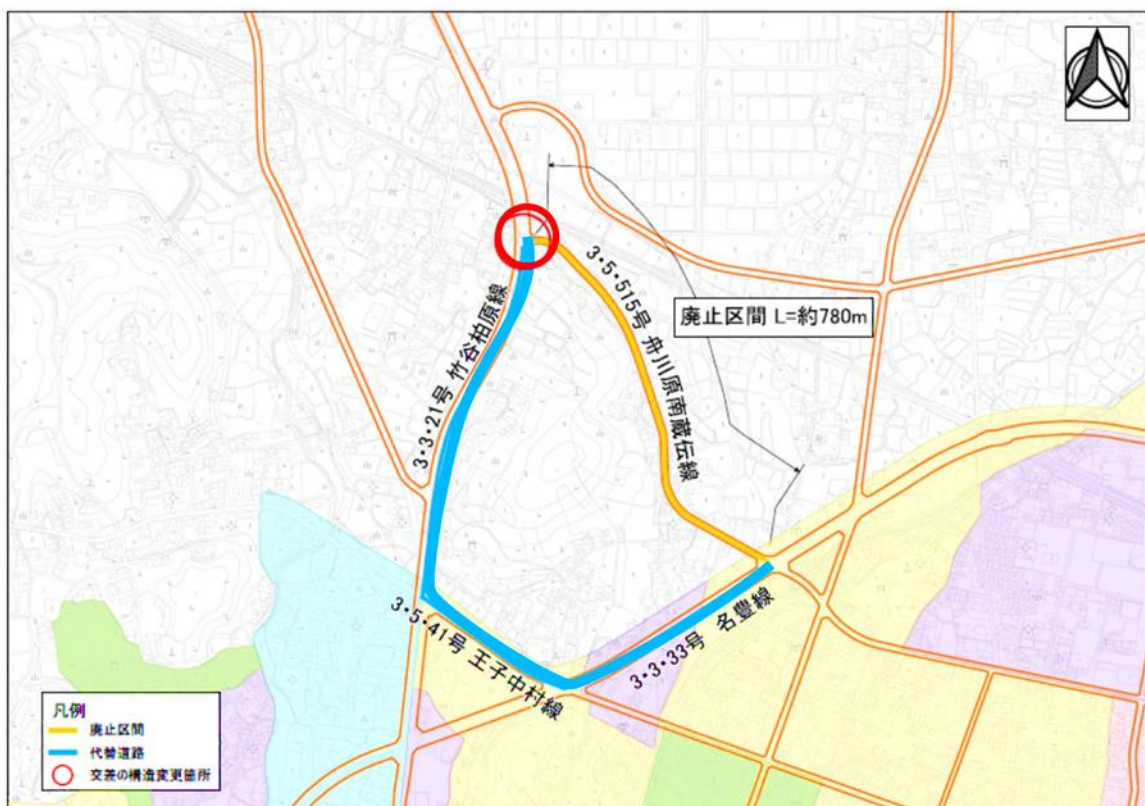
当該路線の整備状況は、終点部の(都)3・3・33号名豊線との交差点部約90mは整備済みとなっておりますが、その他区間約690mは未着手となっております。また、沿線の土地利用は市街化調整区域となっております。

路線の必要性を検証したところ、市街化調整区域内の全線約780mの沿線については、沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、また、今後も見込まれないことから、都市計画上の必要性について見直しが必要となっております。

周辺道路の整備状況としては、2車線で両側歩道を有する(都)王子中村線(概ね幅員12m)、2車線で両側歩道を有する(都)名豊線(概ね幅員24m)が存在し、未着手区間の代替機能を担っています。

なお、見直し検討作業において、当区間を廃止した場合でも、周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることが将来交通量推計により確認されております。

以上のことから、舟川原南蔵伝線の全線約780mを廃止します。





(B) 名称、位置、区域及び構造の変更 全8路線

① 路線名：3・4・502号松原線

3・5・48号海岸線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、当路線の一部区間を3・5・48号海岸線に統合するとともに、残りの区間の区域及び構造を変更します。

② 路線名：3・4・504号南湿見三浦町線（旧3・4・504号幡豆線）

3・4・504号幡豆線の一部区間廃止に伴い、路線の名称を3・4・504号南湿見三浦町線に変更します。

③ 路線名：3・5・508号三谷駅前線

当該路線は、沿線での市街地拡大による交通量の増加に対応するとともに、産業振興並びに観光を支える街路として、本市の将来の発展に資するため、昭和25年に都市計画決定されました。

当路線の整備状況は、三河三谷南駅前広場は整備済みですが、その他約410mの区間については未着手となっています。また、沿道は商業系の用途地域になっています。

当該区間の沿線は、これまで市街地拡大は行われず、また今後も市街地拡大は見込まれません。また、既に市街地が形成されており、当該区間を整備した場合、まちなみに影響を与えることが懸念されます。

以上より、都市計画どおり道路を整備するよりも、沿道のまちなみを保全していく方が望ましいと考えられます。

以上のことから、) 計画幅員を現道幅員と同じ12mに変更します。

④ 路線名：3・6・511号柏原清田線(旧：3・6・517号柏原神ノ郷線)

3・5・20号清田線の一部区間の廃止（愛知県決定）及び3・5・512号神ノ郷線の全線廃止に伴い、当路線の地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を5箇所から3箇所に変更します。また、他路線の都市計画道路の変更に伴い、名称及び区域を変更します。

⑤ 路線名：3・6・512号坂本線(旧：3・6・518号坂本線)

他路線の都市計画道路の変更に伴い、路線番号を変更します。

⑥ 路線名：3・5・515号拾石竹谷線（旧3・5・519号拾石竹谷線）

他路線の都市計画道路の変更に伴い、路線番号を変更します。

⑦ ⑧ 路線名：3・5・517号緑町栄町線(旧：3・5・50号蒲郡環状線)

3・5・50号蒲郡環状線の一部区間廃止に伴い、3・5・511号柏原線を3・5・50号蒲郡環状線に統合するとともに、蒲都市緑町地内から蒲都市栄町地内を結ぶ路線の名称を3・5・517号緑町栄町線に変更等します。

## 東三河都市計画道路の変更(蒲郡市決定)

1. 都市計画道路中3・5・512号神ノ郷線及び3・5・515号舟川原南蔵伝線を全線廃止する。
2. 都市計画道路中3・5・50号蒲郡環状線及び3・4・504号幡豆線の一部区間を廃止する。
3. 都市計画道路中3・5・50号蒲郡環状線ほか7路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・50	蒲郡環状線	蒲郡市 柏原町 小敷塚	蒲郡市 三谷北通 二丁目	蒲郡市 水竹町 上り島	約5,360m	地表式	2車線	12m	JR東海道新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差9箇所	
	車線の数の内訳		2車線			約5,320m					
			4車線			約40m					
	その他		なお、蒲郡市三谷北通二丁目地内に三河三谷北駅前広場を設ける。								面積 約2,000㎡
	3・4・502	松原線	蒲郡市 栄町	蒲郡市 竹島町	---	約1,180m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・504	南湿見三浦町線	蒲郡市 形原町 南湿見	蒲郡市 形原町 三浦町	---	約850m	地表式	2車線	16m	名鉄蒲郡線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	
	3・5・508	三谷駅前線	蒲郡市 三谷町 上野	蒲郡市 三谷町 五舗	蒲郡市 三谷町 四舗	約410m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所	
	その他		なお、蒲郡市三谷町上野地内に三河三谷南駅前広場を設ける。								面積 約5,000㎡
	3・6・511	柏原清田線	蒲郡市 柏原町 堀切	蒲郡市 清田町 葉蒲	蒲郡市 神ノ郷町 中山本	約2,300m	地表式	2車線	8m	幹線街路と平面交差3箇所	
	3・6・512	坂本線	蒲郡市 坂本町 前田	蒲郡市 栄町	蒲郡市 神ノ郷町 国京	約4,030m	地表式	2車線	8m	名鉄蒲郡線、JR東海道新幹線及びJR東海道本線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差8箇所	
3・5・515	拾石竹谷線	蒲郡市 拾石町 晩野	蒲郡市 竹谷町 野川	---	約330m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所		
3・5・517	緑町栄町線	蒲郡市 緑町	蒲郡市 栄町	---	約1,000m	地表式	2車線	12m	名鉄蒲郡線及びJR東海道本線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由


計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・512号神ノ郷線及び3・5・515号舟川原南蔵伝線を全線廃止し、3・5・50号蒲郡環状線及び3・4・504号幡豆線の一部区間を廃止する。

上述の変更並びに3・5・20号清田線及び3・5・48号海岸線の一部区間廃止(愛知県決定)に伴い、3・5・50号蒲郡環状線ほか7路線の名称、位置、区域、構造を変更するものである。

# 東三河都市計画 蒲郡市都市計画総括図

主な都市計画決定の告示年月日

市街化区域(当初)	昭和45年11月24日	愛知県告示第924号
(最終)	平成31年3月29日	愛知県告示第219号
用途地域	平成31年3月29日	蒲郡市告示第37号
特別用途地区	平成22年12月24日	蒲郡市告示第180号
高度利用地区	平成22年12月24日	蒲郡市告示第181号
防火地域及び準防火地域	平成29年10月3日	蒲郡市告示第200号
臨港地区	平成31年3月29日	愛知県告示第222号
都市計画道路	平成27年2月24日	愛知県告示第70号
	平成28年12月19日	蒲郡市告示第223号
都市高速鉄道	平成22年12月24日	愛知県告示第776号
公園	平成28年3月28日	蒲郡市告示第38号



### 凡例

<span style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> </span>	全線廃止・一部区間廃止(県決定) 全3路線
<span style="border: 1px solid orange; padding: 2px;"> </span>	交差箇所数等の変更(県決定) 全7路線
<span style="border: 1px solid green; padding: 2px;"> </span>	全線廃止・一部区間廃止(市決定) 全4路線
<span style="border: 1px dashed green; padding: 2px;"> </span>	交差箇所数等の変更(市決定) 全8路線
<span style="border-bottom: 1px dashed red; display: inline-block; width: 20px;"></span>	変更対象路線(県決定)
<span style="border-bottom: 1px dashed orange; display: inline-block; width: 20px;"></span>	変更箇所(県決定)
<span style="border-bottom: 1px dashed green; display: inline-block; width: 20px;"></span>	変更対象路線(市決定)
<span style="border-bottom: 1px solid green; display: inline-block; width: 20px;"></span>	変更箇所(市決定)
<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	交差箇所数の変更等 (県決定・3箇所)
<span style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	交差箇所数の変更等 (市決定・2箇所)

### 用途地域による建築物の用途制限の概要

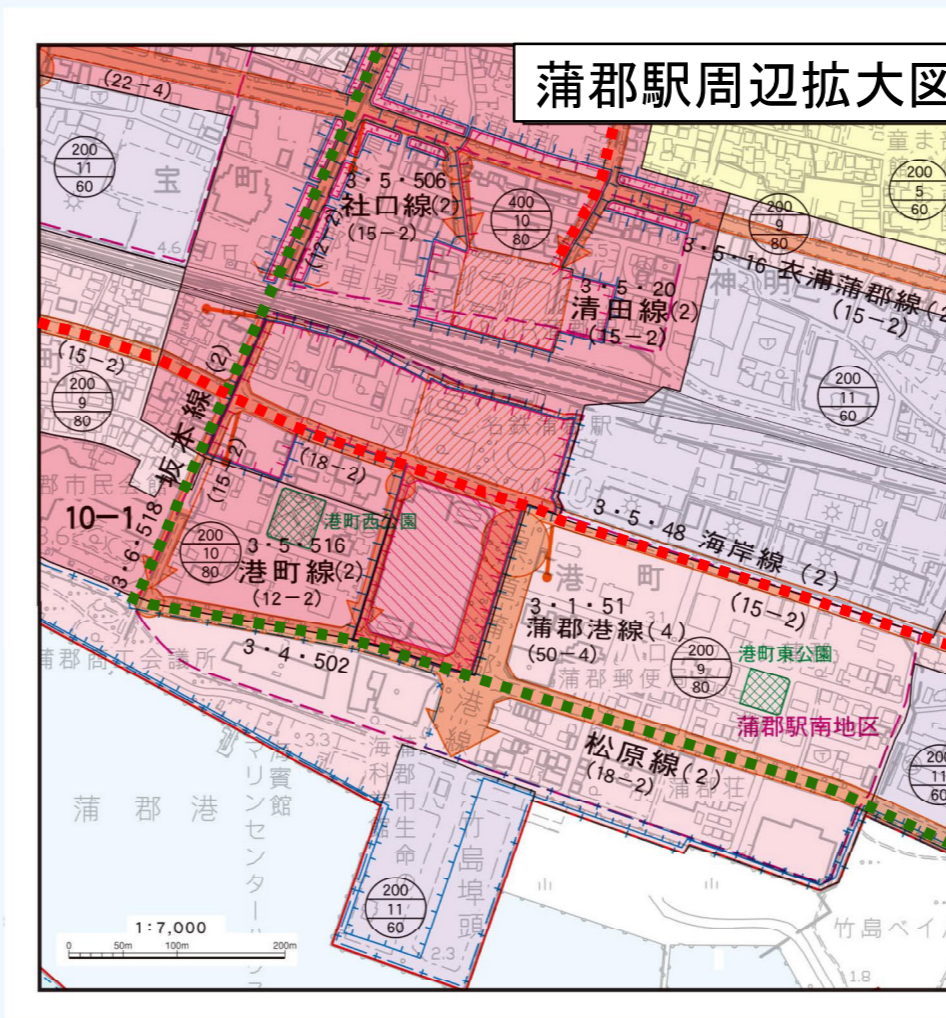
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
用途制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高さ制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容積率	○	○	○	○	○	○	○	○	○
用途制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高さ制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○
容積率	○	○	○	○	○	○	○	○	○

### 凡例

<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	行政区域
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市計画区域
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	市街化区域
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市計画道路
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市計画広場
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市高速鉄道
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	立体交差点
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	高度利用地区
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	防火地域
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	準防火地域
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	臨港地区
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	地区計画
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	特別用途地区
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	土地区画整理事業(区画先行)
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	その他の都市施設
<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	都市計画公園

### 用途地域表示

用途地域名称	表示
第一種低層住居専用地域	1-1
第一種中高層住居専用地域	3-1
第一種住居地域	5
第二種住居地域	6
近隣商業地域	9
商業地域	10-1
準工業地域	11
工業地域	12
工業専用地域	13



※詳細は蒲郡市役所に輸入課で指定図書を閲覧して下さい。